

議案第 6 1 号

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により，岡山県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岡山県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 1 月 2 4 日岡山県指令市第 1 5 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2（第 4 条関係）第 2 号及び第 3 号中の「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は，令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

岡山県後期高齢者医療広域連合規約について，「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める必要が生じたため，地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により，市議会の議決を経ようとするものである。

